

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 6 年 6 月 14 日現在

機関番号：32601

研究種目：若手研究

研究期間：2020～2023

課題番号：20K13437

研究課題名(和文) EUによる基本権侵害とその匡正 《国際機構間異議申立》の実証研究

研究課題名(英文) Fundamental Rights Violation by the EU and its Rectification: Empirical Research of "Inter-organizational Contestation"

研究代表者

大道寺 隆也 (Daidouji, Ryuya)

青山学院大学・法学部・准教授

研究者番号：70804219

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、EUによる基本権侵害とその匡正の方途を探ることを目的としていた。特に、(1)テロ対策と(2)域外出入国管理政策に着目し、《国際機構間異議申立》に着目しつつ、理論と実証の両面から検討を行った。

(1)については、EUのテロ防止措置、特にいわゆるTerrorist Content Online指令の成立に至るEUと欧州審議会の関係を分析し、既存の理論枠組とは異なる説明が可能であることを国際学会で報告した。

(2)については、EUがいかに難民を排除しており、それに対し様々な外部アクター(例えばNGOs)がいかに働きかけているかを詳らかにした。その成果は複数の論文としてすでに報告している。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的意義は、従来、加盟国との相互作用の中で説明されてきた国際機構の活動を、他の国際機構やNGOs、個人といった第三者の活動に着目して説明した点にある。それは、国際機構のアカウントビリティを外部から確保する理路の分析の可能性を拓いた。

社会的意義は、上述の学術的意義と密接に関連している。本研究は、従来、人権を重視していると考えられてきたEUによる潜在的ないし顕在的な人権侵害の問題を剔出したのみならず、それを外部から統制する可能性を明らかにした。それは、これまで「善なる存在」と考えられてきた国際機構の性善説を問い直し、そこにおける実践的不正義を匡正する方途を探るといった社会的意義を持つ。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study was to investigate the violation of fundamental rights by the EU and ways to remedy it. Particular attention was paid to (1) counter-terrorism measures and (2) extraterritorial immigration control, which were examined from both theoretical and empirical perspectives, focusing on "inter-organizational contestation".

Regarding (1), I analyzed the relationship between the EU and the Council of Europe leading to the enactment of the EU's anti-terrorism measures, especially the so-called Terrorist Content Online Directive. The result was reported at an international conference, claiming that an alternative explanation that differs from existing theoretical frameworks is possible.

In (2), I clarified how the EU excludes refugees and how various external actors (e.g., NGOs) are working against this exclusion. The results have already been reported in several papers.

研究分野：国際関係論、国際機構論、難民研究

キーワード：国際機構 EU 人権 テロリズム 出入国管理 難民

## 1. 研究開始当初の背景

欧州連合 (European Union, EU) は、人権や法の支配、民主主義などの価値を広める力を持つ「規範パワー」と見なされてきた。ところが、EU 自体がそれらの価値、特に基本権 (人権) を侵害する局面もしばしば見られる。さらに、そうした局面に関する政治学的な研究は、ほとんどなされてこなかった。そこで応募者は《国際機構間異議申立 (inter-organizational contestation)》概念を提唱し、ある国際機構の基本権侵害を他機構が批判して問題化しその匡正を迫る可能性を示してきた。しかしそれは、研究開始当初は仮説としての性格が強く、更なる実証が求められていた。そこで、テロリズム対策 (特にその防止措置) と域外出入国管理政策の 2 つの事例分析を通して《国際機構間異議申立》概念を精緻化し、国際機構理論への貢献を図ることとしていた。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、EU による潜在的ないし顕在的な基本権侵害が問題化され、それが匡正される過程における《国際機構間異議申立》の影響を実証することであった。とりわけ、「EU は、他の国際機構からの《国際機構間異議申立》への応答として特定の政策を採った」という仮説を、テロ対策と庇護政策の 2 事例で検証することを図った。そこには、EU が批判を「受ける」局面を分析することで、《国際機構間異議申立》の政策的含意を明らかにするという独自性があった。

## 3. 研究の方法

本研究では、以下の 2 つの方法を組み合わせた。第一に、国際機構の文書類の調査である。EU の文書のみならず、EU の政策について他機構が発出した批判的な声明や宣言、報告書等を分析し、論点や理由 (特に、EU にいかなる対応を求めているのか) を詳らかにした。それによって、EU の政策や法規のうち、他機構の影響を受けている可能性がある部分を特定することを図った。

第二に、国際機構職員へのインタビューを通して、《国際機構間異議申立》の影響を特定することを図った。上の作業を通して特定した法規やその文言が、実際に他機構の影響を受けたことを確認するため、国際機構の職員へのインタビュー調査を実施した。その際、政策過程に関する情報収集と合わせて、「非構造化インタビュー」を行う。これは「についてどう思いますか」といったオープン・クエスチョンの形で問いかける手法であり、ある事物に関する被験者の認識を明らかにできるという利点がある。本研究は、ある機構の職員が、関連する他の機構について行った描写からその認識を明らかにすることで、ある機構の政策過程において他機構がいかに扱われていたかを詳らかにしようとした。しかし、実際には、COVID-19 の影響もあって、実施できたインタビューは少数にとどまった。

## 4. 研究成果

本研究は、既述の通り、EU のテロ防止措置および庇護政策、ならびにそれらの事例の理論的含意について、以下の成果を挙げることができた。

### (1) EU のテロ防止措置について

EU のテロ対策、特にその防止措置には、潜在的な基本権侵害の可能性がある。例えば、インターネット上でのテロリズム関連コンテンツの規制は、表現の自由を侵害しかねない。そこで、欧州における人権問題を扱う国際機構である欧州審議会 (Council of Europe, CoE) と EU との関係が重要な分析対象となってくる。EU と CoE は、民主主義・法の支配・人権保障の実現という目標を共有し、基本的には協力を図ってきた一方、テロ対策を含む個別の政策分野ではしばしば対立・競合してきた。そこで、上述の《国際機構間異議申立》の観点から EU・CoE 関係を分析した結果、EU のテロ対策措置の形成において、歴史的な EU・CoE 間の相互作用が一定の役割を果たしていることが明らかになった。このことは、従来の、いわゆる安全保障化理論に基づき、EU を単一の「テロ対策アクター」として捉える先行研究が描く構図とは異なっている。以上の点は、2023 年に開催された国際学会 “International Conference for Europeanists” で報告し、2024 年現在は論文化および投稿の準備を進めている。

### (2) EU 庇護政策について

EU および EU 加盟国は、海上「救援」活動や周辺国との「協力」を通じ、北アフリカや中東からの庇護希望者の入国を防ぎ、かれらを排除しようとしている (いわゆる入国阻止政策 [non-entrée policy])。この問題を政治学的に分析した研究はこれまで僅少であった。転じて本研究は、EU の域外国境でどのような排除がなされているかを広く記述するとともに、その排除に底流する論理を剔出しつつ、さらに、EU がいかにアカウンタビリティを負わせるかに関する試論を提示するという成果を挙げた。については、EU による移動者排除に、「人道主義 (humanitarianism)」が底流していることを明らかにした。「人道主義」は、一般に、遠く離れた人を助けるべきという道徳的要請だとされるが、それが同時に脆弱な立場に置かれる移動者の恣意的な取扱を可能にしている点を指摘した。この点については、日本国際政治学会で報告した

ほか（その際のペーパーは現在刊行準備中である）、ロシアとウクライナの間から逃れてきた避難民の受入の事例を題材としてすでに試論的に論文化している。については、国際連合難民高等弁務官事務所（United Nations High Commissioner for Refugees, UNHCR）および国際移住機関（International Organization for Migration, IOM）とEUとの間の相互作用に着目しつつ、UNHCRとIOMの《国際機構間異議申立》がEUにアカウンタビリティを負わせる理路となりうる点を、国際ワークショップ“Externalisation of Migration Control and Accountability Challenges in International Law”において主張した。これについても、現在、論文化と投稿の作業を行っている。

(3) 理論的含意について

上述の事例研究に加え、本研究の鍵概念である《国際機構間異議申立》の理論的含意に関する考究を進めた。特に、脆弱な立場に立たされている個人が、種々の（国際機構やNGOsを含む）諸組織を経由して自らの状況の改善を図るという構図に着目して、それを《グローバル異議申立デモクラシー》として概念化した。この点については先述の学会報告でも触れたほか、英語論文1点を刊行した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 大道寺隆也	4. 巻 42
2. 論文標題 EUによる「押し返し(pushback)」政策の動態 EU立憲主義の可能性と限界	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 日本EU学会年報	6. 最初と最後の頁 142-161
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大道寺隆也	4. 巻 23
2. 論文標題 国際移住機関の変容と人権 国連「関連機関」化の規範的含意と実践的影響	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 国連研究	6. 最初と最後の頁 103-125
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大道寺隆也	4. 巻 65
2. 論文標題 EUのウクライナ避難民対応 人道主義とその陥穽	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 青山法学論集	6. 最初と最後の頁 49-72
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.34321/22988	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計9件（うち招待講演 2件 / うち国際学会 7件）

1. 発表者名 Ryuya Daidouji
2. 発表標題 Inter-organizational approach to accountability: EU-IOM-UNHCR relations and human rights of people on the move
3. 学会等名 International workshop, "Externalisation of Migration Controls and Accountability Challenges in International Law" (国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 Ryuya Daidouji
2. 発表標題 EU-CoE relationship on terrorism prevention: cooperation, competition, and contestation
3. 学会等名 29th International Conference for Europeanists (国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 大道寺隆也
2. 発表標題 難民保護レジームにおける人道主義 移動者の「当事者性」回復に向けた理論と実践
3. 学会等名 2023年度日本国際政治学会研究大会トランスナショナル分科会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 Ryuya Daidouji
2. 発表標題 Does self-reliance really promote refugees ' autonomy? The case of Japan
3. 学会等名 Webinar Workshop, Re-examining Refugee Self-reliance (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 Ryuya Daidouji
2. 発表標題 Inter-organizational approach to accountability: EU-IOM-UNHCR relations and human rights of people on the move
3. 学会等名 Externalisation of Migration Controls and Accountability Challenges in International Law (国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 Ryuya Daidouji
2. 発表標題 EU-CoE Relationship on Terrorism Prevention: Cooperation, Competition, and Contestation
3. 学会等名 Twenty-Ninth International Conference of Europeanists (国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 大道寺隆也
2. 発表標題 EUによる「押し返し (pushback)」政策の動態 EU立憲主義の可能性と限界
3. 学会等名 日本EU学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Ryuya Daidouji
2. 発表標題 EU-IOM-UNHCR Relations and Human Rights of Migrants: Subcontract or Contestation?
3. 学会等名 European Consortium for Political Research (国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Ryuya Daidouji
2. 発表標題 The case for 'global contestatory democracy': Individuals' contestation against global governance
3. 学会等名 Symposium, "The Future of Struggling Liberalism and the United Nations: East Asian Perspective in the Age of COVID-19" (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 大道寺隆也	4. 発行年 2020年
2. 出版社 信山社出版	5. 総ページ数 236
3. 書名 国際機構間関係論 欧州人権保障の制度力学	

1. 著者名 福田耕治	4. 発行年 2023年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 300
3. 書名 EU・欧州統合の新展開とSDGs (第12章を担当)	

〔産業財産権〕

〔その他〕

論文「EUによる「押し返し(pushback)」政策の動態 EU立憲主義の可能性と限界 」により、日本EU学会より「EU研究奨励賞」を受賞した。
--

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------